

令和8年度

川越市 学童保育室

入室のしおり

この「川越市 学童保育室 入室のしおり」にて学童保育室の概要を把握していただきますようお願いします。

●注意事項（必ずお読みください）●

- ・学童保育料に滞納が発生した場合には、督促状・催告書の送付、自宅・勤務先への連絡・訪問を行い、滞納した保育料が支払われない場合は法的措置をとることがあります。
- ・学童保育料を滞納すると延滞金が発生する場合があります。
- ・お迎え遅れ、学童保育料の滞納が恒常化している場合、退室となる可能性があります。
- ・誓約書で入室されている場合は、速やかに「就労証明書」等の必要書類を提出してください。定められた期限内に提出いただけない場合は、当初に決定した期間をもって退室となります。
- ・当初、申請した内容から転職等で変更が生じた場合には、速やかに各学童保育室又は教育財務課へお申し出いただき、必要な手続きを行ってください。入室許可期間中であっても、入室要件を満たさなくなった場合には退室になります。
- ・お仕事がお休みの際は、土曜日も含め学童保育室の御利用はできません。
- ・春休み、夏休み、冬休みなど長期休業のみの御利用は御遠慮ください。
- ・入室申請取下げ・辞退をする場合は、決定された入室期間開始日の前日までに「入室申請取下げ・辞退申出書」を各学童保育室又は教育財務課に提出してください。締切以降は利用の有無に関わらず保育料が発生します。
- ・入室開始日を延期する場合は、決定された入室期間開始日の前日までに「入室開始日延期申出書」を各学童保育室又は教育財務課に提出してください（延期可能期間は最長3ヶ月間です）。
- ・申請時にお預かりした書面の内容や保育に関する情報については、各学童保育室と教育財務課の間で共有します。

※保護者会に関する事項については、直接、保護者会にお問い合わせください。

川越市教育委員会 教育財務課

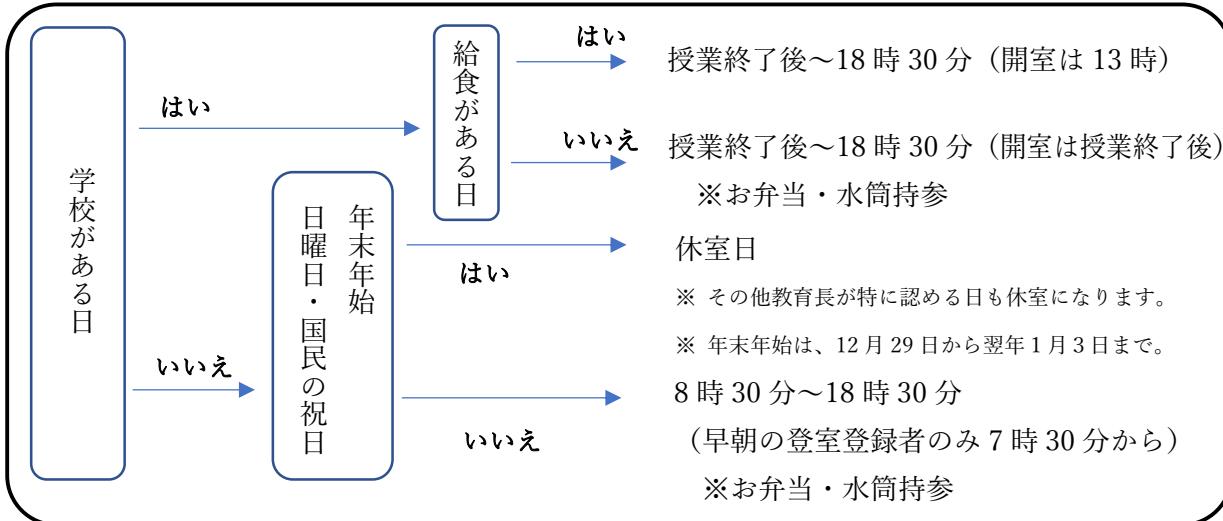


1 学童保育室の運営等について

川越市の学童保育室の運営等は、以下のとおりです。

● 開室日・開室時間

以下の流れに沿って、開室日・開室時間を御確認ください。



● 土曜日の保育について

事前に登録が必要です。 場所は5か所（中央、新宿、南古谷、高階北、霞ヶ関北）です。

家庭から土曜保育を実施する学童保育室までの送迎は、保護者の責任で行っていただきますようお願いします。

土曜日の保育の具体的な活動については、支援員にお尋ねください。

持ち物は以下のとおりです。

お弁当・水筒・着替え(一式)・ハンカチ・ティッシュペーパー・学年帽・上履き・おやつ・自由帳(ノート)・勉強道具・昼寝用タオルケット(必要に応じて)

※指定された持ち物以外は持って来ないでください。

※学校行事等により、土曜保育を実施する学童保育室が変更となる場合があります。変更する場合は、事前にお知らせいたします。

● 緊急時対応

■天災（台風・地震等）

学校が台風や地震などにより臨時休校や集団下校、保護者への児童引き渡しとなった場合でも、学童保育室は原則開室します。ただし、臨時休校となった場合、学童保育室を利用されるときは、開室時間（13時）以降に保護者等成人の方が学童保育室へ児童を送ってください。

※緊急避難指示発令等における臨時休校の場合には、休室となる場合があります。

■感染症（インフルエンザ等）

インフルエンザ等による学級（学校）閉鎖の場合は、感染のおそれがあることから、土曜日の保育も含め当該児童の学童保育室の利用はできません。学級（学校）閉鎖の前日に授業が打ち切りになった場合にも利用はできません。学級閉鎖に該当しないきょうだいは登室可能です。学校閉鎖の場合には学童保育室も休室します。

保護者連絡システム「すぐーる」の登録のお願い

学童保育室からの連絡、児童の欠席連絡（月曜日～金曜日）の受付を行います。登録案内をお渡ししますので、お早めに登録をお願いします。

土曜利用学童保育室からの連絡の配信については別途、学童保育室で案内を配布しますので登録をお願いします。

※土曜利用の学童保育室への欠席連絡はできません。



2 保育料等について

川越市の学童保育室の保育料等は次のとおりです。市ではこの保育料と保険料のみお預かりしております。保育料は、必ず納期限までに納めてください。

● 学童保育料

保育料：児童1人につき、月額8,000円

月の途中で入室、休室、退室する場合も、8,000円の保育料がかかります。日割りはありません。

保育料の減免制度

下の表に該当する場合は、保育料の減免が適用されます。減免を受ける場合は、必ず申請をしてください（以下の表を参考）。

【減免制度概要】

申請	減免を受ける場合には、必ず毎年度、学童保育室又は教育財務課に申請が必要です。		
受付期間	<u>令和8年4月1日（水）～令和8年5月29日（金）（土日祝日を除く。）</u> ※年度途中での入室の場合は、入室後速やかに提出してください。		
対象	減免理由	添付書類	減免後保育料
	児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当証書の写し	1人目 1/2 に減額
	就学援助受給世帯	添付書類不要	2人目以降 1/4 に減額
	生活保護受給世帯	生活保護受給証の写し	
	市民税非課税世帯 4月～6月分	(令和7年1月1日に川越市に住所がない方のみ) 世帯全員の令和7年度非課税証明書	全額免除
	市民税非課税世帯 7月～翌3月分	(令和8年1月1日に川越市に住所がない方のみ) 世帯全員の令和8年度非課税証明書	
結果	減免適用の可否を郵送		
減免適用	上記条件を満たす月		
備考	<p>●減免が決定するまでは、通常の学童保育料を納めていただきます。過払いが生じた月の学童保育料は、減免の決定後にお返しいたします。</p> <p>●減免額1/2の児童(1人目)が休退室された場合は、次子が1人目として1/2の減額対象に移行します。</p>		

● 保育料の納入

納入方法	納入場所	納期限（振替日）	振替済確認
口座振替		毎月末日（末日が金融機関休業日の場合は翌営業日）	記帳にて確認
納付書	納付書裏面記載	毎月末日（末日が金融機関休業日の場合は翌営業日）	

※原則、口座振替。手続きがお済みでない方は、「川越市学童保育料口座振替依頼書」を学童保育室又は教育財務課で受け取り、金融機関にて手続きをお願いします。令和7年度以前に川越市学童保育室に入室されていた児童は、登録済の口座から振替をさせていただきます。口座の新規登録、変更は、振替手続きに一月半程度かかりますので、振替希望日の前月15日までに手続きをしてください。

◆ その他

各学童保育室における保護者会費やおやつ代等の徴収金につきましては、保護者会へ直接お問い合わせください。



3 入室中の注意事項等について

● 入学式前後

■入学式前〔4月1日（水）～7日（火）〕の利用

入室決定通知書の「入室期間」の開始日から利用できます（土曜日は登録者のみ）。

■入学式後

必ず学童保育室に入室することを小学校の担任にお知らせください。

新1年生については、下校時、5月連休明け頃まで、学校にお迎えに行きますが、児童にも登室日は、学童保育班に並ぶようお話し下さい。

● 集団下校

児童が混乱しないように、学童保育室への登室の有無を小学校の担任の先生に連絡するとともに、児童にも、どの下校班に並んだらよいのかお話し下さい。

● 学童保育室での生活

■学童保育室及び学校をお休み・早退する場合

保護者から必ず学校と学童保育室のそれぞれに連絡してください。学童保育室への連絡は、予めお迎えなどの際に支援員にお知らせいただくか、「すぐーる」、電話（留守番電話）、FAX等でお知らせください。なお、土曜日利用の学童保育室への連絡は「すぐーる」ではできませんので、電話等でお知らせください。児童の口頭での申し出だけでは帰宅させていません。連絡なく欠席の場合は、確認の連絡をさせていただきます。

■給食がないとき

入学当初、1年生は給食がありません。毎日お弁当・水筒を持たせてください。お弁当を忘れても学童保育室では御用意できません。

■学童保育室での主な過ごし方

登室後は、「宿題」「自由遊び」「おやつ」「お掃除」等を行います。夏休みは、上記に加えて「お昼寝」等の休息時間を設けています。

※宿題の時間を設けておりますが、必ず御家庭で確認してください（学童保育室では、宿題を終わらせたことの確認は行いません）。

■おやつ

保護者会が、調理を必要としないおやつの提供をしています。

なお、土曜日の保育時には、おやつの提供がありませんので、持参してください。

● お迎え

お迎え時間は18時30分まで（厳守）です。お迎えの遅れが恒常化している場合、退室となる可能性があります。間に合わない場合は、他の保護者の協力やファミリーサポートセンター（直通：049-225-3828）の活用等をお願いします。

普段お迎えに来る方と別の方が来る場合は、事前に学童保育室に連絡をしてください。

また、事情により未成年者（中学生以上）が送迎を行う場合は、事前に届出が必要です。

● 保育中の体調変化、ケガ発生

児童の体調がすぐれない時や、気になることがある場合は、支援員に連絡をお願いします。

「健康カード」で食物アレルギーに☑が入っている項目については、学童保育室で食べさせることはできません。おやつ等については、入室前に支援員へ御相談ください。

児童に体調の変化（発熱など）がある場合、受診が必要と思われるケガをした場合には児童票に記載された緊急連絡先に連絡をします。緊急連絡先に連絡がつかない場合には、勤務先等に連絡する場合もあります。

● 休室・退室したい場合

「休室届」又は「退室届」を、学童保育室又は教育財務課へ提出してください。下記期限を過ぎた場合には保育料が発生します。御了承ください。

休室届	休室する月の前月末までに提出
退室届	退室する月の月末までに提出

● お問合せ

御不明な点については、学童保育室又は教育財務課 学童保育入室担当（直通：049-224-5107）までお問い合わせください。